

(1) 店舗販売業の事後届の場合

動物用医薬品店舗販売業許可関係事項変更届出書

この届出書は事後の関係事項変更届出です

郵送若しくは持参する日を記載。

関係省令の一部改正により、押印は廃止されました。

動物用医薬品販売許可証に記載されている許可の有効期間の開始年月日を記載。

秋田県知事

令和〇年〇月〇〇日

住所 秋田県秋田市山王4-1-1
氏名 株式会社 スーパー秋田
代表取締役 秋田 太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第38条第1項において準用する同法第10条第1項の規定により動物用医薬品店舗販売業許可関係事項の変更を下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号

許可年月日： 〇〇年〇〇月〇〇日
許可番号： 第〇〇〇家-〇〇

1 店舗の名称及び所在地
名称： スーパー秋田 山王店
所在地： 秋田県秋田市山王〇-〇-〇

2 変更した事項

変更事項	責任役員の変更
新	代表取締役 秋田 太郎 〇〇〇〇〇 秋田 花子
旧	代表取締役 秋田 太郎 〇〇〇〇〇 秋田 次郎

3 変更年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

4 変更理由 〇〇〇〇〇〇のため

5 参考事項 代表取締役 秋田太郎および〇〇〇〇〇 秋田花子 以上2名は、法第5条第3号イからトまでに該当しない。

履歴事項全部証明書原本および組織図を別途添付

備考

薬事に関する業務に責任を有する役員の変更の場合は、記のらトまでに該当することの有無について、該当しない場合は「は、該当する事案の概要を記載すること。

この変更届出書は、下記の事項を事後(変更後30日以内)に届ける届出書です。

- 店舗の販売業者の氏名若しくは名称又は住所
- 動物用医薬品販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員(責任役員)
* 責任役員に関する添付書類
- 店舗の構造設備の主要部分
- 店舗において店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあっては、当該業務の有無
- 販売指定品目の「廃止」を行う場合
* 別添2に廃止する品目及び廃止理由を記載。
* 許可証の記載事項が変更になりますので、許可証の書換交付申請も合わせて、行ってください。

実際に変更した日に記載。
変更した日から30日以内に届け出ること。
期日より遅延した場合は、「遅延理由書」を添付すること。

動物用医薬品販売業者が法人であるとき、薬事に関する業務に責任を有する役員(責任役員)を変更する場合は、「5 参考事項」に法第5条第3号イからトまでに該当の有無を記載すること。

* **責任役員に関する添付書類**について(すでに県の機関に提出している場合は、参考事項にその旨を記載し写しでも構わない)

- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ・当該申請に係る事業に関する**条例等の写し**[申請者が地方公共団体の場合]
- ・組織図(表)等

(別添 2 : 販売指定品目の「廃止」を行う場合)

廃止する品目及び廃止理由

廃止する品目	廃止理由
〇〇〇〇	例) 取り扱わなくなったため
〇〇〇〇	例) 販売中止のため